

2018年度「社会課題解決型ルール形成支援プロジェクト」

実施報告書

ベトナム

「初等・中等教育への器楽教育の導入・定着化」

2019年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易制度課

目次

第1章	事業概要	1
1.1	事業目標	
1.2	現地の現状および社会課題について	
1.3	導入を目指すルールについて	
1.4	該当分野・製品・サービスについて	
1.5	想定するビジネスモデルについて	
1.6	自社における本事業の位置づけ	
1.7	ビジネスパートナーについて	
第2章	ルール形成プロセス	7
第3章	2018年度の取り組みについて	9
3.1	スケジュール	
3.2	成果一覧	
3.3	取り組み詳細	
第4章	今後の事業展開と課題	18
4.1	今後の事業展開	
4.2	今後の課題	
第5章	Q&A	19

2018年度「社会課題解決型ルール形成支援プロジェクト」実施報告書

ベトナム「初等・中等教育への器楽教育の導入・定着化」

報告者：ヤマハ株式会社

第1章 事業概要

1.1 事業目標

■目的:

- ・楽器を使った音楽教育（器楽教育）が未導入のため、音楽の楽しさを体験することができず、情操教育が不十分であるという課題が現地に存在。
- ・新学習指導要領(2020年から2024年にかけて順次施行予定)に器楽教育の採用を試みる。
- ・音楽教育及び初等中等教育の質向上に貢献し、楽器市場の創出と当社の売上げ拡大に繋げる。
- ・「持続可能な開発目標」(SDGs)ターゲット4の「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献する。

■ゴール:

1. 新学習指導要領への器楽教育導入: ルール・スキーム形成
2. 教員養成: 器楽教育の学校現場での確実な実践
3. 楽器市場創出と販路構築: 当社販売増

1.2 現地の現状および社会課題について

■現状と課題

<現状 1>

ベトナムでは、公立校において音楽授業が必修化されているものの、楽器を使った授業が展開されていない。

<課題 1>

- ・音楽の楽しさを体験する場であるべき初等中等教育現場でそうした経験が出来ない。
- ・授業内容が座学中心でつまらなく、充実したものになっていない。

<現状 2>

いわゆる音楽大学に相当する高等音楽教育機関が全国で3か所あり、音楽エリートを育てるための高等教育は存在するものの、相対的に一般国民にはその機会が限られており、楽器を演奏する人たちの層が二極化してしまっている。

<課題 2>

他国では一般的な、楽器を使ったクラブ活動等が実施されず、国全体の文化形成にも影響を与えている。

<現状 3>

一方、楽器を使った教育がもたらす様々なメリット(自己肯定感/ 責任感/ 協調性/ 規律等)については、経済成長に伴う教育への関心向上とともに一般化してきている。

■社会課題

上記の課題により、所謂情操教育が脆弱であるため教育のバランスが悪く、学生の能力開発に影響が出る。

1.3 導入を目指すルールについて

■新学習指導要領: 器楽学習の導入

→新学習指導要領で、現行の指導要領にない器楽教育を導入し、学年毎に学習する楽器の中にリコーダーやピアニカを含ませる。

■教員養成手法: 教育訓練省のスキームへの組み込み

→教員養成は対象が以下二者に大別される。

1. 現役教師向け
2. 教育大学の音楽専攻学生向け

それぞれの対象に適切な養成手法を当社より提案、教育訓練省が既に有する(もしくは本指導要領改訂時に設定される)教員養成手法に組み込んでもらう。

*当社は、2016年から日本の文部科学省が進める「日本型教育の海外展開推進事業」(EDU-Port ニッポン)の公認プロジェクトとして、日本で実施されているような初等中等教育における器楽教育をベトナム政府教育訓練省に提案。2019年から予定されている学習指導要領の改訂において、新要領に器楽教育を導入されることを目指し、下記方法を提案。

1. リコーダークラブ活動の展開によるモデルケース作り
2. 教科書改訂への支援
3. 教員養成への支援

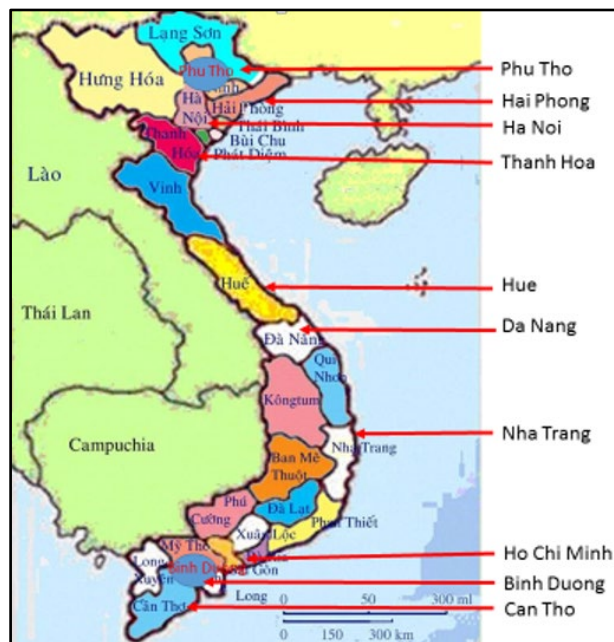
2016年からの取組で、在ベトナム日本国大使館、ハノイ日本人学校、横浜国立大学、(株)教育芸術社(日本の音楽教科書トップシェアの出版社)との協業を行い、新学習指導要領への器楽教育導入が、2018年12月26日付けの教育訓練省大臣通達により決定。

一方、上記項目1に関連し、2017年10月には、ベトナム教育訓練省初等教育局とリコーダークラブ活動の全国展開について覚書を締結、2020年までに十都市245小学校まで拡大すること、教員養成を行うこと、成果発表の場(フェスティバル)を開催すること、

© 2019 JETRO. 禁無断掲載

について合意。2019年2月現在十都市(ハノイ、ホーチミン市、ダナン、フートー、ハイフォン、タンホア、フエ、ニャチャン、ビンズオン、カントー)175校の小中学校にてリコーダークラブ活動を展開中。

・プロジェクトを推進する中で、学校教師が楽器を用いた教育をできるようになるための指導スキルが習得できる機会が必要不可欠であることが顕在化。→そこで、国内の教員養成大学の音楽課程の中に、器楽教育のコースを新たに導入、器楽教育を現場で実践できるような教員を育成していく。



リコーダークラブ活動実施都市

1.4 該当分野の製品・サービスについて

- ・リコーダー(縦笛)、ピアニカ(鍵盤ハーモニカ): 学校現場で活用される「教育楽器」

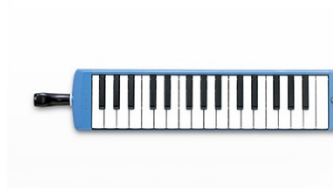
リコーダー

(現地価格: 約 600 円)



ピアニカ

(現地価格: 約 6,000 円)



・器楽教育コース: 横浜国立大学教育学部及び協力講師と新規に開発。半期の「器楽教育指導法」コース。初めて吹く大学生へのリコーダーの演奏法・指導法に加え、楽器を取り入れた音楽授業のみ組立て方、アイスブレイク等の身体を使った授業内容の紹介を含む。

スケジュール		
回	日程	担当/内容
1,2	8月30日(木)	小川先生 (アイズブレイク・歌唱・ 移動ド・固定ド・音楽 教育の意味合い)
3,4	8月31日(金)	
5,6	9月17日(月)	水内先生(リコーダー)
7,8	9月18日(火)	
9,10	10月15日(月)	村田先生(リコーダー)/ 中間試験(筆記)実施
11,12	10月16日(火)	
13,14	11月12日(月)	渡辺先生(リコーダー)
15,16	11月13日(火)	
17,18	12月10日(月)	小川先生(まとめ)/最 終試験(実技)実施
19,20	12月11日(火)	

「器楽教育指導法」スケジュール

1.5 想定するビジネスモデルについて

1. 器楽教育の学習指導要領への導入→対象学年約 1,300 万名の潜在顧客の創造
 - 導入当初からのブランディングを通じ、当社楽器のデファクト・スタンダード化
 - 初等中等教育現場での教育楽器を皮切りに、将来の吹奏楽やバンド活動等の楽器市場拡大を目指す
2. 教育関係者の囲い込み→インフルエンサーによるブランディング
 - 自由競争環境の中で、価格が高めの当社楽器の優位性の訴求(他社楽器による弊害の明確化)
3. 学校現場への教具としての楽器販売→学校向け販路構築

1.6 自社における本事業の位置づけ

・当施策は、2015年からスタートした、新興国の器楽教育の充実化を目指す「スクールプロジェクト」のベトナムでの展開案件の一つとして推進。各国でアプローチが異なる中、ベトナムについては学習指導要領というシステムそのものにアプローチすることにより、①戦後日本の学習指導要領にアプローチしてきた手法を海外の新興国で実施している点②SDGsでもうたわれる、持続可能性を担保し得る手法である点、について社内で高い関心を払われる。

・2018年6月11日10時に、当該プロジェクトに採択された旨のプレスリリースを発表したところ、その後同日当社の上場来高値を更新する。

「スクールプロジェクト」の取組が、ブランド価値を高める取組であることが社内で認識される。



2018年6月11日付当社プレスリリース

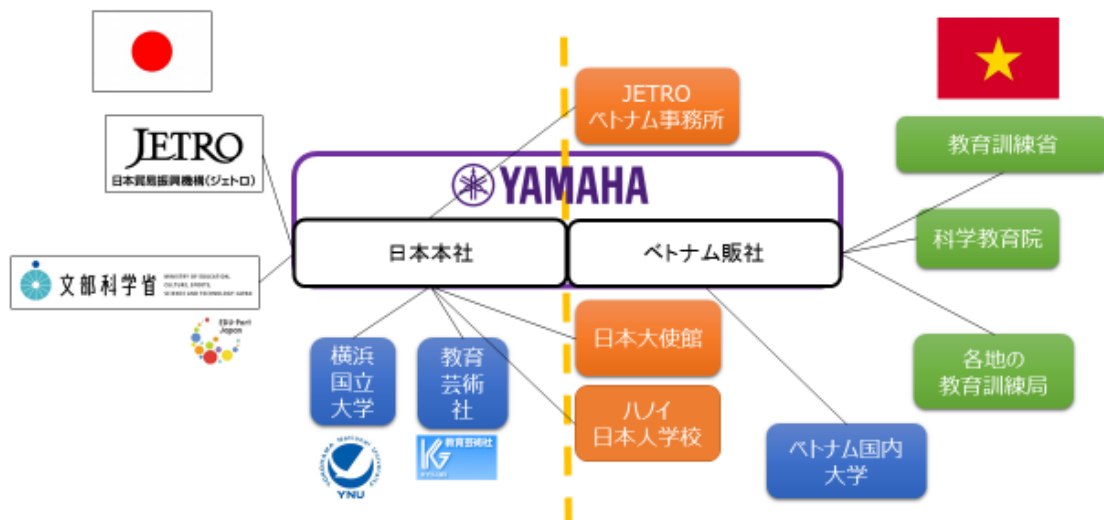
- ・ 人員体制は、日本の本社で4名(社員3名、委託講師1名)、ベトナムの現地法人で3名(ハノイ1名/ ホーチミン市2名)で推進。

<本社>

- ・ JETRO・日本国文科省・横浜国立大学・(株)教育芸術社等日本側協力団体との調整
- ・ 在ベトナム日本国大使館・ハノイ日本人学校等ベトナムでの日本関連団体との調整
- ・ 戦略考案

<現地法人>

- ・ 教育訓練省、教育科学院、各地の教育訓練局、大学との調整
- ・ 戦略考案、実施



事業推進関係図

1.7 ビジネスパートナーについて

・現地パートナー

1. ベトナム教育訓練省初等教育局: 学習指導要領改訂実務担当/ リコーダークラブ活動推進担当
2. 教育科学研究所: 学習指導要領案策定担当
3. 各地の教育訓練局: リコーダークラブ活動現地実施担当
4. ハノイ国立教育大学: 「器楽教育指導法」コース実施主体
5. JETRO ハノイ事務所: 「器楽教育指導法」運営支援/ ベトナム教育訓練省日本訪問準備支援
6. 在ベトナム日本国大使館: 教育訓練省へのアプローチ支援
7. ハノイ日本人学校: 器楽教育現場見学協力

・日本側パートナー

1. JETRO: 「社会課題解決型ルール形成支援プロジェクト」に基づく「器楽教育指導法」、ベトナム教育訓練省日本訪問等の資金面・実務面支援
2. 文部科学省: 「日本型教育の海外展開推進事業」に基づく学習指導要領改訂全般支援
3. 国立大学法人 横浜国立大学教育学部 小川昌文教授: ベトナム教育訓練省学習指導要領改訂における「外国人コンサルタント」としての政策立案への関与
4. リコーダー講師(川端りさ氏/ 水内謙一氏/ 村田佳生氏/ 渡辺清美氏): 「器楽教育指導法」内容考案と授業実施
5. ㈱教育芸術社: 教育訓練省来日時他の日本の教科書開発知見共有



横浜国立大学教育学部小川昌文教授



川端りさ氏



水内謙一氏



村田佳生氏



渡辺清美氏

第2章 ルール形成プロセス



Phase0 : 事業開始	
2016年1月	<ul style="list-style-type: none"> ①現地音楽教育関係者から当社現地法人に、リコーダー導入検討に関する相談を受ける(2015年末) ②教育訓練省傘下の科学教育院芸術部門との協業で学校音楽教師向けのリコーダーセミナーを開催(2016年1月/5月/8月)
Phase1 : 課題抽出、戦略構築	
2016年2月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ①リコーダーセミナー開催を通じ、2018年に同国で学習指導要領改訂が控えていること、器楽教育実施可能な教員養成が肝であることを把握 ②日本国文部科学省が日本型教育の海外展開施策を検討している情報入手→同施策のスキーム活用を検討 ③文科省馳大臣(当時)のハノイ訪問時にリコーダークラブ活動実施校を視察(2016年5月) ④横浜国立大学教育学部小川昌文教授をハノイに派遣、「音楽教育フォーラム」開催(2016年7月) ⑤リコーダークラブ活動トライアル開始(2016年9月)
Phase2 : ステークホルダーとの関係構築	
2016年10月～ 2017年5月	<ul style="list-style-type: none"> ①音楽教育関係者4名の日本招聘(2016年10月) ②文科省「日本型教育の海外展開推進事業(EDU-Port ニッポン)」の公認プロジェクトに採択(2016年11月) ③(株)教育芸術社社員を現地派遣、国営教科書会社との情報交換を実施(2016年12月) ④横浜国大小川教授による教員養成ワークショップを開催(同月) ⑤ダナン教育訓練局と同市内のリコーダークラブ活動展開覚書締結(2017年4月) ⑥日本国大使館と「ヤマハ・リコーダー・フェスティバル」を

	<p>共催。10校 200名の生徒が参加(2017年5月)</p> <p>⑦横浜国大小川教授が教育訓練省から音楽教科の外国人コンサルタントに任命(同月)</p>
Phase3 : 制度設計、普及実証	
<p>2017年6月～ 2019年3月</p>	<p>①ハノイ市内の音楽教師・教育専門家25名がハノイ日本人学校の音楽授業を見学(2017年6月)</p> <p>②ベトナム教育訓練省初等教育局とリコーダークラブ活動展開覚書締結(2017年10月)。3年間で10都市245小学校でリコーダークラブ活動の実施、教員養成、都市毎のフェスティバル開催で合意</p> <p>③ホーチミン市教育局と同市内のリコーダークラブ活動展開覚書締結(同月)</p> <p>④3都市(ハノイ/ホーチミン市/ダナン)45校の小学校教師向けリコーダーセミナー実施(2017年10月-2018年1月)</p> <p>⑤横浜国大小川教授による教員養成ワークショップを開催(2017年11月)</p> <p>⑥春畑セロリ氏(作曲家・音楽教育家)によるワークショップをハノイ国立教育大で開催。50名参加(2018年3月)</p> <p>⑦ハノイ国立教育大と8月-12月での器楽教育コース設置で合意(同月)、準備推進</p> <p>----JETRO「社会課題解決型ルール形成支援プロジェクト」採択----(2018年4月)</p> <p>⑧ハノイ国立教育大で器楽教育コース実施(2018年8月-12月)</p> <p>⑨ベトナム教育訓練省初等教育局局長・音楽専門官訪日(2019年2月)</p>
Phase4 : 政府・業界との合意形成、ビジネス展開	
<p>2019年3月～ 2025年8月</p>	<p>①教育訓練省及び教育関係者に対する大学生向け、現役教師向けの教員養成法のデモンストレーション実施(2019年3月)</p> <p>→当社提案の教員養成法を、教育訓練省が有する既存スキームを活用して展開</p> <p>②教育訓練省中等教育局とのリコーダークラブ活動展開交渉</p> <p>③リコーダー導入の本格化前に学校教材卸販路でのリコーダー・ピアノ販売開始(2019-20年)</p>

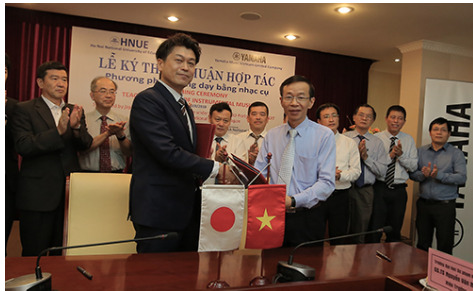
第3章 2018年度の取り組みについて

3.1 スケジュール

時期	活動内容
4月	横国大小川教授とハノイ国立教育大で展開する「器楽教育指導法」コース内容についての討議開始(4月20日)。5月にハノイ国立教育大と会議を行うことで合意。
5月	<p>ハノイ出張(5月28日)。横国大小川教授と以下を実施。</p> <p>1.ハノイ国立教育大芸術学部副学部長 Mr. Lan 及び音楽教科指導要領改訂担当者3名と「器楽教育指導法」講座内容打合せ及び指導要領改訂に関する最新情報交換</p> <p>2.ハノイ国立教育大のコース実施教室の下見</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>写真左から Mr. Khai(ジアライ教育大学)、Mr. Kien(当社ベトナムスタッフ)、Mr. Tuan(教育科学院芸術部門長)、大竹、小川教授、Mr. Lan(ハノイ国立教育大芸術学部副学部長)、Mr. Hien(ハノイ首都大学)</p> </div> </div>
6月	<p>・小川教授とリコーダー講師・川端りさ氏と「器楽教育指導法」コース内容に関する打合せ実施(6月1日/19日)。8月から12月まで毎月専門家を派遣するコースとすることを決定。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>川端講師(左)と小川教授</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>コース設営討議の様子</p> </div> </div> <p>・現地核講師候補であるフルート奏者・Ms. Hoa と初対面(6月28日)。</p> <p>・ハノイ国立教育大 Mr. Lan と打合せ。小川教授・川端講師と考案したスケジュール・概要について了承される(6月28日)。</p>
7月	<p>・小川教授・川端講師と打合せ (7月10日)。</p> <p>・ハノイ国立教育大 Mr. Lan と打合せ。同大と「器楽教育指導法」講座開設にあたり、大学と当社現地法人間での覚書締結を行うことが確定 (7月25日)。</p>

8
月

- ・10月派遣の村田講師・小川教授と顔合わせ(8月3日)。
- ・ハノイ国立教育大と当社現地法人間で協力覚書を締結(8月30日)。



締結式の様子。グエン・ヴァン・ミン 記念演奏を披露するリコーダー
学長(右)と谷真琴当社現地法人社長 クラブ展開中の小学生

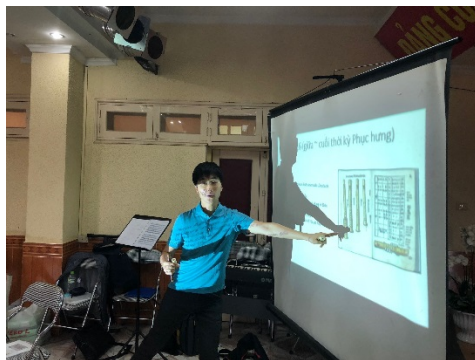
・「器楽教育指導法」初回講座を実施(8月30日、31日)。小川教授が授業の運営法の基礎的な手法を伝授。69名の生徒が履修申請。



初回講座の様子

9
月

- ・9月派遣の水内講師・11月派遣の渡辺講師・小川教授と顔合わせ(9月11日)。
- ・「器楽教育指導法」第2回講座を実施(9月17日、18日)。初めて楽器を手にした生徒(生徒が購入)に対し、水内講師が基本的な内容(楽器の組み立て方等)をレクチャー。



リコーダーの歴史を教える水内講師



初めてリコーダーに触れる生徒たち

- 10月
- ・10月派遣の村田講師との打合せ(10月5日)。9月講座の生徒状況を共有。
 - ・11月派遣の渡辺講師との打合せ(10月10日)。9月講座の生徒の進捗を踏まえ、渡航時の講座内容の一部変更について合意。また、11月派遣中に UNDP ベトナム事務所との協業で障がい者向けのリコーダーミニコンサートを行うことで合意。
 - ・「器楽教育指導法」第3回講座を実施(10月15日、16日)。冒頭、当コースの中間試験(筆記)を実施。その後の村田講師からの講座でも、姿勢等から基本的な内容の確認を行う。絵本を使った創作など、生徒にとっては斬新な内容も扱われる。



筆記試験の様子

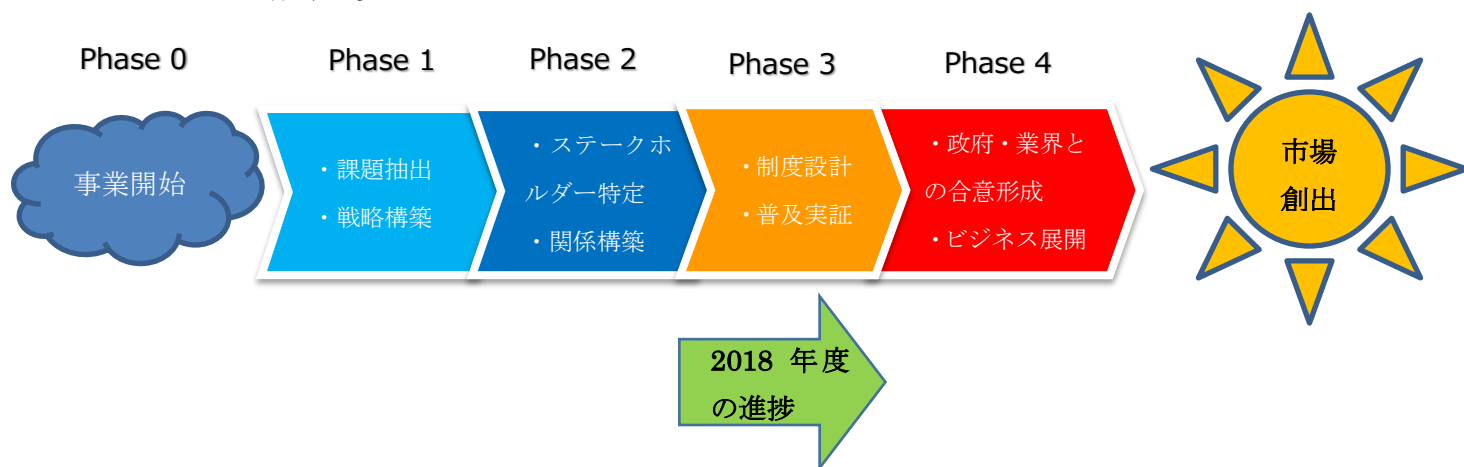


村田講師による指導

- 11月
- ・11月末に予定の教育訓練省初等教育局局次長と専門官招聘に向け、訪問先への事前説明を実施(10月30日、31日)。
 - ・11月派遣の渡辺講師・リコーダー指導の全体統括の川端講師と打合せ(10月31日)。10月の講座内容も踏まえ、11月講義内容を簡単なものに変更。
- 11月
- ・「器楽教育指導法」第4回講座を実施(11月12日、13日)。内容を簡単なものに変更したこと、渡辺講師の指導法が非常にわかりやすく、生徒のリコーダースキルも向上。翌月の実技試験に向けて生徒も真剣に受講。
 - ・UNDP ベトナム事務所との協業で、視覚障がいの子供が通う学校でリコーダー生

	<p>演奏を実施。楽器を弾くことができる生徒との共演シーンも。</p>   <p style="text-align: center;">渡辺講師による指導 視覚障がいの子供たちへのミニコンサート</p> <p>・12月派遣の小川教授と内容打合せ(11月30日)。実技試験方法など確認。</p>
<p>12月</p>	<p>「器楽教育指導法」第5回(最終回)講座を実施(12月10日、11日)。小川教授による、これまでの授業内容を網羅した内容となる。二日目には実技試験を実施。一人ひとりのレベル差は見られるも、将来の音楽教師にとって基礎を学ぶことができたのは非常に有意義であった。講座後、ハノイ国立教育大芸術学部副学部長 Mr. Lanからは、来年度も「器楽教育指導法」を展開したい、というコメント。</p> <p>→毎年日本から講師派遣を行うことは難しいため、今回の講座で収録した動画素材を編集し、動画コンテンツの活用を検討したい。</p>   <p style="text-align: center;">小川教授による指導 実技試験の様子</p>
<p>1月</p>	<p>・12月の実技試験の採点及び生徒へのコメントフィードバック作業を実施。</p> <p>・2月実施の教育訓練省初等教育局日本招聘の準備を推進。</p>
<p>2月</p>	<p>ベトナム教育訓練省初等教育局局次長と音楽専門官が来日(2月23日-3月2日)。横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校の音楽授業や横浜国立大学教育学部の教員養成授業の視察等、器楽教育の実態を理解いただく。</p>
<p>3月</p>	<p>ベトナム教育訓練省初等教育局共催で「音楽教育フォーラム」をハノイ・ホーチミン市で開催(3月21日・22日)。器楽教育のベネフィットの紹介のほか、小川教授による教員養成大学での学生向け授業デモや、島田講師(当社リコーダー講師)による現任教員向けのセミナーデモを実施。</p>

3.2 成果一覧



取り組み内容	結果	課題
Phase 3 制度設計、普及実証	<ul style="list-style-type: none"> ■ハノイ国立教育大で「器楽教育指導法」コースを実施、ベトナム国内で有数の教育大学で実施できたことで、今後の器楽教育コースのモデルケースを残すことが出来た。 ■その様子を撮影できたことで、今後動画教材の製作が可能となった。 ■ベトナム教育訓練省初等教育局局次長・音楽専門官を訪日できた。それにより、当社側で薦める教員養成法(当社楽器を活用)をインプットでき、将来の教員養成時の必須教具としての採用の可能性が広がった。 ■現地で中核となる講師を3名発掘できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ■来年度以降の「器楽教育指導法」コース展開時の質の確保。 ■中核となる講師の質の確保とハノイ以外の都市でのアサイン。

3.3 取り組み詳細

Phase 3 制度設計、普及実証

⑧ハノイ国立教育大で器楽教育コース実施(2018年8月-12月)

(1) 取組方法、活動内容の概要

- ・ハノイ国立教育大と締結した覚書に基づき、同大芸術学部の第2・第3学年の学生

69名に向けて「器楽教育指導法」のクラスを展開。

・8月から12月まで毎月2日間ずつ、日本人専門家(横浜国大小川教授/リコーダー講師)を派遣。楽器の指導法のみならず、アイスブレイクや歌唱等、実践的な内容が組み込まれたオリジナルコースを実施した。

(2) 結果

・69名中62名が最終試験まで履修。基本的なリコーダーの奏法と指導法を体得できた。

・芸術学部としても来期以降も継続開講を希望。ただし、日本人専門家を継続的に派遣することは難しいため、今回の講座で撮影した映像を動画コンテンツに編集し、それを用いて授業を展開していく計画。

(3) 考察

・芸術学部側からは、1クラスの参加生徒の人数(30名強)が多すぎるため、一人ひとりの指導が難しい旨フィードバックあり。今後の授業ではある程度人数を絞って行うことも検討したい。

・今後開発する動画コンテンツは、基本的に器楽(リコーダー・ピアニカ)の演奏・指導経験のない教師による指導が前提。→教師が何もしなくても動画がリードしていけるようなものを開発したい。

⑨ベトナム教育訓練省初等教育局局次長・音楽専門官訪日(2019年2月・3月)

(1) 取組方法、活動内容

・学習指導要領改訂後の小学校教員養成の実施主体である初等教育局の二名(Ms. Trinh Hoai Thu 局次長・Mr. Nguyen Van Quyet 専門官)を日本に招聘。日本の小学校の指導要領(2017年に改訂済み)、小学校での器楽教育の実施状況、教員養成大学での教員養成手法等への理解を深め、当社から提案する教員養成の仕組みの採用の契機とする。

(2) 結果

・当初、2018年11月末来日で準備を進めるも、直前にベトナム側都合により延期。その後再調整を行い、2月23日から3月2日まで来日となる。

・実施内容は下記のとおり。

1.関係機関訪問(㈱教育芸術社:教科書作りへの知見獲得/文部科学省:日本の現行学習指導要領への理解・情報交換)

2.音楽教育現場見学(横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校音楽授業:2・3・4・6年生/横浜国立大学教育学部音楽教員養成授業デモンストラレーション/同大卒業演奏会鑑賞/ヤマハ音楽教室:小学校1年生向けジュニア専門コース)

3.当社関連施設への訪問(ヤマハ音楽振興会:ヤマハ音楽教室への理解/ヤマハ銀座店/ピアノ・管楽器工場/イノベーションロード/葛城北の丸)

4.日本文化への理解(能鑑賞)



教育芸術社訪問



文科省訪問(国際統括官と)



小学校音楽授業見学



小学校での給食



小川教授による教員養成デモ



ヤマハ音楽振興会プレゼン



現任教員養成案紹介セッション



ベトナム市場に流通している粗悪品リコーダーと当社リコーダーとの比較

© 2019 JETRO. 禁無断掲載

(3) 考察

- ・初等教育局 2 名の反応は以下のとおり。
 1. 一週間の滞在中、特に日本の学校教育現場(小学校四学年分の音楽授業や教員養成授業)の見学を通じて非常にたくさんのものでした様子。小学校では、学年が上がるにつれ楽器の種類も増え、演奏できる曲の幅が増えることを目の当たりにされた。
 2. ベトナムでは一般的な、教師が一方的に指導し、教師の問いに対して教師側がもつ正解を考えさせるような授業スタイルに対し、見学先学校では教師の問いに対し生徒たちが自ら「なぜ」と考え、回答についても一通りのみならず多様な回答が許容されるような授業が展開されていたことも興味深かったようだ(ベトナムの新指導要領で導入されている、生徒中心主義的なアプローチであるため)。
 3. 学校教師がリコーダー、ピアニカのみならず多様な打楽器やアコーディオン等まで指導できることに驚愕していた。
- ・文科省訪問や教育芸術社訪問でも話題に上ったのが、教員養成であり、今回のトリップにおける初等教育局側の主要テーマであった。それに対し、横浜国立大学の教員養成授業をベトナムの教員養成大学でのソリューションとして、また学校現場の音楽教師向けとして当社からポータブル・キーボードを活用したトレーニング案を提案。ともに高い関心を持っていただくことができ、3月21日、22日にハノイ・ホーチミン市で小川教授、島田講師(当社でベトナムに派遣している指導講師)による「音楽教育フォーラム」を開催することが確定した。

第4章 今後の事業展開と課題

4.1 今後の事業展開

(1) 現地における活動

- ・この一年で進めた、現地での教員養成の「制度設計」「普及実証」を、「政府との合意形成」に進めていく。
- ・具体的には、第3章で紹介した、3月の「音楽教育フォーラム」で横浜国立大学及び当社提案教員養成手法を現地に紹介、教育訓練省が検討する、新指導要領導入に向けた教員養成スキームのコンテンツとして採用されるよう働きかけを進める。
- ・一方、現地では中等教育局からも器楽教育に関する教員養成の協力依頼が出ていることから、初等教育局との協業経験を踏まえ検討していく。
- ・当プロジェクトのテーマの一つであった、学校向け販路構築については、学校の教材販売ルートの存在は掴んだものの、実際の新指導要領施行が遅延したこともあり実際の交渉はこれから進めていく。

(2) 日本国内での活動

- ・当社側で担当する、現地での教員養成については、教材製作や当社側の派遣指導講師体制の充実化を進めていく。
- ・横浜国立大学との協業については、2018年度で共同研究契約が終了することから、別途協力覚書締結等、手法を検討したい。

4.2 今後の課題

- ・現地教育訓練省側との教員養成手法の合意形成
- ・持続的な教員養成を可能とする財政面での裏づけ

第5章 Q&A

Q1 現地政府との関係をどのように構築し、また理解を得たのか？

A1 元々、器楽教育導入の相談を受けた教育科学研究所の専門官から教育訓練省担当者を紹介いただいた。その後も紹介された人から担当となる方を紹介いただく、という人づてにカウンターパートを探し出していった。ただ、中には紹介された人がそれほど影響力のある人ではない場合や、新たな提案に対し興味がない場合もあり、三歩進んで二歩下がる、というような進みであった。

関係構築については、日本側担当者の現地出張時に必ず出向き、打合せを重ねたほか、当社側で実施するイベントの招待等をこまめに行った。勿論、平常時から当社現地担当スタッフがきめ細かくコンタクトし、人間関係を構築していったことが最大の肝であった。

また、音楽教科自体が所謂主要五教科ではない、という悲観的な現実が逆に幸いして、他教科ほど学習指導要領等に関係するアクターが多くない、という点は、人間関係構築にプラスに働いたと考える。例えば、横浜国大小川教授の「外国人コンサルタント」就任に関しても、学習指導要領改訂のキーパーソンの数が少数で、かつその人たちと小川教授が事前に関係構築できたこと、「外国人コンサルタント」任命に向けた人選についても関わる人が他教科に比べ少なかったことが推測される。

Q2 ルールの形成のみならず、定着化を含めて取り組んでいるのはなぜか？

A2 ベトナムに限らず新興国で共通して言えるが、ルール形成だけでは実践が確約されないため。

当社では、過去、日本を始めとして器楽教育の導入に際しルール形成及び定着化を図ってきた経験がある。例えばインドネシアでは、学習指導要領にリコーダーや当社の鍵盤ハーモニカの商標である「ピアニカ」が記載されているが、記載されているだけでなく、少なくとも過去 20 年以上、定着化のための取組(教員研修)を実施してきた。

Q3 先行投資として資金回収に時間がかかるルール形成を行う意義とは？

A3 そもそも楽器ビジネスは、需要を創造しなければ成立しない。西洋音楽や楽器が元々存在しなかった日本が、世界で三番目の楽器市場として存在し、1,000 万人とも言われる吹奏楽経験者が存在しているのは、戦後教育システムに器楽教育を取り入れられるように働きかけを行ってきたため。

その意味において、時間や投資が必要となるから躊躇する、というよりもむしろビジネスを行う上での需要創造のための環境整備としてはむしろ効率的なやり方であると思われる。

Q4 価格競争に巻き込まれないためのポイントとは？

A4 ブランディングと適切な価値訴求。ベトナム教育訓練省初等教育局局次長・専門官訪日時に当社が行ったセッションの中で、市中に存在する中国製の安価なりコーダーと、当社の製品の吹き比べを行った。外見だけを見ると同じようなものに見えるが、音を聞いてみると、結果として中国製の安価なりコーダーは正しい音階すら演奏できない楽器であることが一目瞭然であった。
楽器として当然求められるクオリティが、安価な楽器にはそもそも備わっていない、ということ判りやすく顧客に訴求する必要がある。

Q5 外部の専門家がルール形成において果たした役割・機能とは？

A5 ベトナムの学習指導要領改訂の文脈で考えると、外部専門家なくしてはなし得なかったと言っても過言ではない。横浜国立大学教育学部小川教授が「外国人コンサルタント」に任命されたのは、全くの想定外であったが、指導要領改訂プロセスにおける唯一無二の「インフルエンサー」となったことで、器楽学習導入推進派を支援し、否定派を退けることができた。
また、カリキュラム改訂担当者と当社の密接な関係性や、鍵盤ハーモニカについて他社商標の方が現地で一般的である、といった点から、一部関係者の間で他社商標を指導要領に盛り込む、という動きがあったが、この点については小川教授が特定の一社の商標が盛り込まれることの違和感を何度も強調し、結果「鍵盤ハーモニカ」のベトナム語と、各社の商標名が併記されることとなった。この点も、楽器メーカーである当社側から折衝するのは極めて困難な点であり、小川教授の存在・役割が際立った点である。

Q6 大学や教科書会社、作曲家や演奏家など、外部のパートナーを巻き込んでいくためのポイントとは？

A6 企業がもつ小手先のビジネスの話ではなく、プロジェクトの「大義」が重要である

と思う。当プロジェクトが、ただ当社の顧客を増やす、というような文脈であれば、ここまで外部のパートナーを巻き込むことができなかった。「器楽教育の導入・定着化を行うことで、初等中等音楽教育の質を向上させ、ひいては学校教育そのものの質を向上させる」という SDGs4 との関連性、また、「音楽で幸せになる」「人生がより楽しくなる」といった音楽や楽器演奏が叶える本質的な側面を改めて伝えていったことがポイントであると思う。

以上